（監視情報課の所掌事務）

第七条　監視情報課は、次に掲げる事務をつかさどる。

［一・二　略］

三　放射線による障害の防止に関する事務（原子力事業者又は地方公共団体が実施する原子力災害予防対策（原災法第二条第六号に規定する原子力災害予防対策をいう。以下同じ。）に関する事務を含む。）のうち放射性物質又は放射線の水準の監視及び測定に関すること。

四　［略］

［条を削る。］

第八条　［略］

第九条　［略］

（安全規制管理官の職務）

第十条　安全規制管理官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

一　核燃料物質の防護に関すること（放射線防護企画課の所掌に属するものを除く。）。

二　放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）の施行に関すること。

三　核燃料物質その他の放射性物質の防護に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

第二款　原子力規制部

（原子力規制部に置く課等）

第十一条　原子力規制部に、原子力規制企画課及び検査監督総括課並びに安全規制管理官七人を置く。

（原子力規制企画課の所掌事務）

第十二条　原子力規制企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　［略］

二　原子炉等規制法の施行に関する事務の総括に関すること。

三　［略］

四　原子力利用に伴う火災対策の審査に関する事務に関すること。

五　［略］

（検査監督総括課の所掌事務）

第十二条の二　検査監督総括課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　原子炉等規制法に基づく検査その他の監督（原子力規制部の所掌事務に係るものに限る。以下「検査等」という。）に関する総合的な企画及び立案並びに調整に関すること。

二　前号に掲げるもののほか、検査等に関する事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（安全規制管理官の職務）

第十三条　安全規制管理官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

一　原子力に係る製錬、加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業並びに原子炉に関する規制その他これらに関する安全の確保に関すること（長官官房、原子力規制企画課及び検査監督総括課の所掌に属するものを除く。）。

二　核原料物質及び核燃料物質の使用に関する規制その他これらに関する安全の確保に関すること（長官官房、原子力規制企画課及び検査監督総括課の所掌に属するものを除く。）。

三　［略］

（監視情報課の所掌事務）

第七条　監視情報課は、次に掲げる事務をつかさどる。

［一・二　同上］

三　放射線による障害の防止に関する事務のうち放射性物質又は放射線の水準の監視及び測定に関すること。

四　［同上］

（放射線対策・保障措置課の所掌事務）

第八条　放射線対策・保障措置課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　放射線による障害の防止に関すること（原子力災害対策・核物質防護課及び監視情報課の所掌に属するものを除く。）。

二　国際約束に基づく保障措置の実施のための規制その他の原子力の平和的利用の確保のための規制に関すること。

第九条　［同上］

第十条　［同上］

［条を加える。］

第二款　原子力規制部

（原子力規制部に置く課等）

第十一条　原子力規制部に、原子力規制企画課及び安全規制管理官七人を置く。

（原子力規制企画課の所掌事務）

第十二条　原子力規制企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　［同上］

二　規制法の施行に関する事務の総括に関すること。

三　［同上］

四　［号を加える。］

［条を加える。］

（安全規制管理官の職務）

第十三条　安全規制管理官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

一　原子力に係る製錬、加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業並びに原子炉に関する規制その他これらに関する安全の確保に関すること（長官官房及び原子力規制企画課の所掌に属するものを除く。）。

二　核原料物質及び核燃料物質の使用に関する規制その他これらに関する安全の確保に関すること（長官官房及び原子力規制企画課の所掌に属するものを除く。）。

三　［同上］